

「登戸・遊園ミライノバ」

ハレの日 2023 出店要項



2023年8月

登戸・遊園ミライノバ ハレの日実行委員会

「登戸・遊園ミライノバ」について

区画整理が進み、道が整いつつある登戸・向ヶ丘遊園駅周辺は、
まちの賑わいを創出するステップへ。

- ▶ ミライノバとは、区画整理事業で生まれた空き地（市管理用地等）を活用しながら、定期的にキッチンカー等が出店する「イツモの日＝日常」の取組と、地域の方々とイベントを行う「ハレの日＝非日常」の取組を通じて、まちの賑わいづくりや地域交流、テナント出店につなげるプロジェクトのことです。
- ▶ ミライノバが、これまでの活動と新たな活動を歓迎・応援しつなげる場となり、地域での自律的な取組となることを目指しています。
- ▶ 更なるまちの魅力や沿線の魅力を高めることを目指して、この度、特別な日（非日常）の賑わいづくりとして、第3回「ハレの日 2023」を開催いたします。
- ▶ この取組で行う賑わいや交流等の創出に向け、関係企業・団体、地域の方々や共創いただけるパートナー（や協賛いただける企業）を募集しております。



ミライバ ハレの日 開催概要

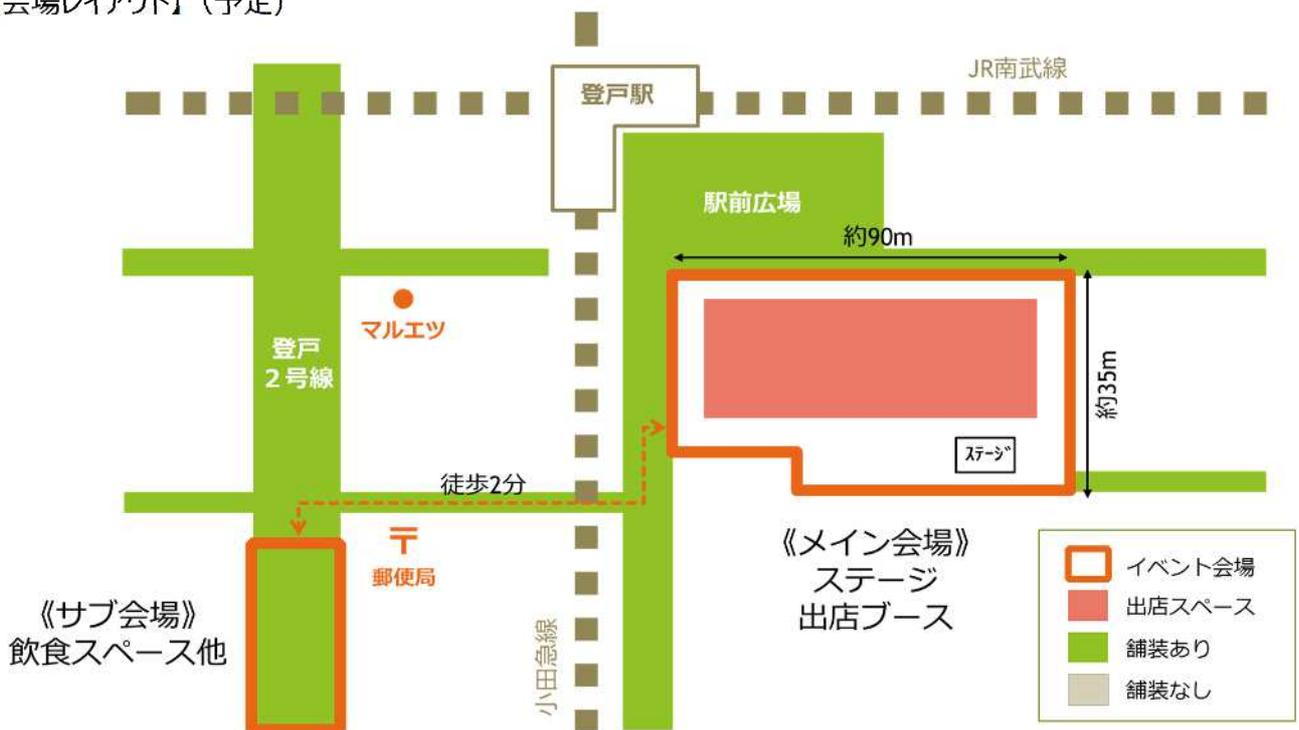
日時	2023年11月12日(日) 10:00~16:00 ※雨天中止
会場	登戸駅前(区画整理事業管理用地)及び 登戸2号線(予定)
出店数	20~25ブース(予定)
駐車場	来場者用なし・出店者搬出入用あり(開催時間前後のみ搬出入可能)
広報	ポスター、チラシ、SNSなどを中心に行います。
来場目標	7,000人程度(R4実績)
主催	登戸・遊園ミライバ ハレの日実行委員会
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなまちの回遊性や集客効果の向上、まちの賑わいづくりに取り組むことを目指す ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を市内外に発信する ・未来を担う若者、子どもたちとともに地域固有の文化の継承し、地域を愛する心を育む
コンテンツ (予定) ※昨年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食系(キッチンカー、地元飲食店) ・物販・企画系(野菜販売、ハンドメイドマーケット、ワークショップ) ・川崎市スポーツパートナーによるアクティビティ(R4川崎フロンターレ協力) ・ピクニックコンサート(多摩区) ・なりきり駅長写真撮影(R4小田急協力) ・町会和太鼓・御神輿、地元消防団による消防体験(地元)
出店料	<p>【キッチンカー・飲食ブース：1区画あたり】8,000円(税込)</p> <p>【物販/企画ブース：1区画あたり】8,000円(税込)</p> <p>・区画サイズはキッチンカー：5×5m、飲食ブース：4×4m、物販/企画ブース：3×3mとなります。区画サイズはコンテンツにより調整可能です。ご相談ください。</p> <p>・出店料は、①出店者説明会(10/25)当日に現金にて持参いただくか、②出店者説明会前日までに、指定の口座に振込む方法のいずれかによりお支払いください。</p> <p>・本イベントが中止となった場合は、事務手数料1,100円および振込手数料660円を差し引いた金額を返金します。ただし、開催途中での中止の場合は返金いたしません。</p> <p>・物販/企画ブースにおいて、1区画を複数の出店者でシェアすることは可能とします。 なお販売委託は不可とし、必ず商品作成者の参加をお願いいたします。</p> <p>・電源はございません。また、原則として、テント・机等を含む備品は各自でご用意をお願いいたします。</p> <p>・非営利目的での出店の場合は無料となる場合があります。ご相談ください。</p>

会場について

【会場マップ】登戸駅から徒歩約 1 分・向ヶ丘遊園駅から徒歩約 8 分



【会場レイアウト】（予定）



出店申込について

出店までの手順	
出店申込	<p>「出店要項」・「出店規約」をご確認いただき、必ず内容に同意をいただいたうえで、以下の申込フォームにて必要事項を送信の上、各種書類をPDFにてメール提出してください。</p> <p>■ 申込フォーム</p> <p>https://logoform.jp/form/FUQz/357969</p> <p>記載内容や提出物に不備がある場合、申込を受付けられませんのでご注意ください。</p>
選考	<p>申込が多数の場合、申込内容を総合的に判断し、主催者にて選考を行います。</p>
出店確定	<p>・10月13日(金)を目処に、出店可否を主催者よりご連絡いたします。</p>
申込期限	<p>2022/9/20(水)まで</p> <p>募集状況により、引き続き申込を受け付ける場合がございます。</p>
出店者向け 説明会	<p>2023年10月25日(水) 14:00～15:30</p> <p>会場：登戸区画整理事務所 2階 大会議室</p> <p>〒214-0014 川崎市多摩区登戸 2202 番地 1</p>
出店者に望 むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・登戸・向ヶ丘遊園エリアの賑わいの創出および価値・魅力向上を図るミライノバの取組趣旨に共感される方
※全てに該当する 必要はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市を中心に活動されている方、拠点が川崎市にある方、これから活動をしたい方 ・登戸・向ヶ丘遊園エリアへの将来的な本格出店にご興味がある方 ・このまちに住む人と訪れる人の関わりを大事にし、地域の賑わい空間を一緒に作り上げていく気持ちのある方 ・登戸・向ヶ丘遊園エリアの魅力を市内外に発信したい方 ・登戸・向ヶ丘遊園エリアの機能の充実、未来を担う若者や子どもたちとともに地域固有の文化の継承や愛着の醸成等の課題解決と一緒に取り組みたい方 ・今後も継続して取組に参加していただける方 ・こだわりをもった商品を提供、またはセレクト・販売している方

出店条件について

<共通>

- ・販売品目・サービスについて、申込フォームにご記入ください。
- ・出店料を期日までにお支払いください。
- ・**ゴミ箱を分かりやすい位置に各自設置し、回収を行ってください。**また、ゴミは各自お持ち帰りください。
- ・他の出店者や近隣住民、通行者等に十分配慮の上、ご出店ください。
- ・営業時間や提供品目について、政府や県から要請が発令された場合には、発令内容を遵守してください。
- ・出店申込時に、本人確認書類（法人の場合は登記事項証明書）のコピーをご提出ください。
- ・発電機等の火気を使用される場合は、必ず消火器（※家庭用、エアゾール式は不可）をご用意ください。
- ・準備、片付けや各ブースの当日の運営は出店者で行ってください。
- ・その他、利用上の注意事項を遵守の上、ご利用ください。

<キッチンカーの場合>

- ・出店申込時に、出店概要書・営業許可書・食品衛生責任者証・車検証・車両図面・保険証書のコピーをご提出ください。
- ・神奈川県川崎市の「営業許可書」を取得している車両をお持ちの方。
- ・出店者が食品衛生責任者等を取得していること。営業中は食品衛生責任者が常駐してください。

<飲食出店（キッチンカー除く）の場合> ※調理あり

- ・出店申込時に、出店概要書・営業許可書または営業届の提出を証明できるもの（区衛生課に要確認）・食品衛生責任者証・保険証書のコピーをご提出ください。
- ・出店者が食品衛生責任者等を取得していること。営業中は食品衛生責任者が常駐してください。

<飲食出店のうち、販売のみ場合（食物販）> ※調理なし

- ・出店申込時に、出店概要書・保険証書のコピーをご提出ください。
- ・取扱品目等により必要となる場合は、営業届の提出を証明できるもの・食品衛生責任者証をご提出ください。（区衛生課に要確認）
- ・各種許可が必要な食品の販売にあたっては、必要な許可を得て製造されているものに限りです。
- ・**個包装・食品表示の徹底をお願いします。**
- ・開封前の酒類は税務署への申請または届出が必要となります。
- ・食品衛生責任者の常駐が必要となる場合があります。

※飲食の出店形態及び取扱品目によって、営業許可（申請中可）または営業届が必要となる場合があるため、事前に多摩区役所衛生課にお問合せ・手続きの上、出店申込を行ってください。

【出店概要書はこちらよりダウンロードください】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000140/140232/no1-050701.docx>

記入例：<https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000140/140232/guide05.pdf>

多摩区役所衛生課食品衛生係 044-935-3308

利用上の注意事項について

■ 電源について：

・電源は各自ご用意ください。持込品の破損についての金銭保証、物的保証は一切応じかねます。

■ 給排水設備について：

・給排水設備はございません。排水の際は各自お持ち帰りください。

■ お手洗いについて：

・近隣の公衆トイレをご利用下さい。

■ 清掃について：

・ご利用後、必ず利用したスペースを清掃の上撤収して下さい。発生したゴミは、各自お持ち帰りください。

■ 食品衛生面について（飲食物を提供する場合）：

・飲食物の販売に関しては、衛生面や管理面にご留意いただき、各店舗責任にて販売をお願いいたします。

・食中毒等、食品販売行為に関する事故等に対して、主催・運営側は一切責任を負いかねますので、各自加入保険でご対応下さい。※PL 保険（生産物賠償責任保険）へのご加入が必要です。

・申込時に保険証書をご提出ください。

・営業中は、食品衛生責任者が常駐するようにして下さい。証明書をお持ちでない場合、その場で販売を中止とさせていただきます可能性がございます。

・イベントでの購入商品は、エリア内での飲食としてください。エリア以外での飲食、食べ歩き、飲み歩きをしないように注意喚起をお願いします。

・感染症対策として、アルコール消毒の設置をお願いします。

■ 出店料について：

・出店料は、ご出店時間に関わらず 1 区画あたり税込 8,000 円です。また手作り品の販売等の物販および企画ブースの場合は、1 区画を複数の出店者でシェアすることは可能とします。なお販売委託は不可とし、必ず商品作成者の参加をお願いいたします。

・出店料は、**①出店者説明会(10/25)当日に現金にて持参**いただくか、**②出店者説明会前日までに、指定の口座に振込む**方法のいずれかによりお支払いください。

・本イベントが中止となった場合は、事務手数料 1,100 円および振込手数料 660 円を差し引いた金額をご返金します。ただし、開催途中での中止の場合は返金いたしません。

・万が一、お支払いに不備があった場合、次回以降のご利用をお断りする可能性がございます。

■ 出店者向け説明会について：

・出店確定後、出店者向けの説明会を開催予定です。当日の流れについて説明いたしますので、ご参加をお願いいたします。詳細については、出店確定時にお伝えします。

■キャンセルについて:

- ・出店確定後の出店者都合によるキャンセルは、以下のキャンセル料が日毎に発生します。
出店 2 週間前～2日前のキャンセル：出店料半額
出店前日・当日のキャンセル：出店料全額
- ・出店者都合によるキャンセルでもイベント自体が開催されなかった場合、キャンセル料は発生いたしません。

■テント・備品について：

- ・原則として、ブースに必要なテントや備品は各自ご持参ください。
- ・看板や備品等を設置する場合は、必ず横転防止対策を行うなど注意してください。

■雨天時の対応について:

- ・雨天中止（中止となる基準は別途ご案内します）
- ・開催の可否は「登戸・遊園ミライバ」SNS またはメール・ラインワークス等で確認をお願いします。中止に関する個別の電話連絡等はありませんのであらかじめご了承ください。
- ・天候・天災・感染症・その他不測の事態の発生等の事由により、出店中止を決定した場合、中止に伴う準備等の損失については、補償いたしかねますので予めご了承ください。

■感染症への対応について:

- ・アルコール消毒の設置をお願いします。
- ・国、神奈川県、または川崎市の緊急事態宣言やそれに類する規制等が発令された際には、中止となる場合があります。
- ・中止の場合は、雨天時の対応と同様にお知らせします。

■免責及び損害賠償について：

- ・当エリア出店中の展示物及び出店者がお持ち込みになられた物(貴重品を含む)等の 盗難、破損事故、人身損害については、その原因の如何を問わず主催者は一切の責任を負いません。
- ・天変地異、関係各省庁からの指導、その他、主催者の責に帰さない事由により出店が中止された場合、その損害について主催者は一切の責任を負いません。
- ・当エリア内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について主催者は起因者に全額賠償請求致します。
- ・その他、出店者が本規約に違反したことによって、主催者が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求致します。

■賠償責任について：

- ・本エリアの出店に際して、出店者間及び第三者との間でトラブルが発生した場合には、出店者その責任と費用をもって一切解決するものとし、主催者は何らの責任を負担しないものとします。

■キッチンカー等の車両搬入出について：

・通行者の安全に十分注意し、指定のエリアへの搬入出をお願いいたします。

■個人情報の取り扱いについて

・取得した個人情報は、申込に関わる連絡の他、各種ご案内のために登戸・遊園ミライノバ ハレの日実行委員会ならびに実行委員会事務局である川崎市および小田急電鉄(株)が利用させていただきます。予め同意をいただいている場合を除き第三者への提供はいたしません。但し、国または地方公共団体等の機関から適法に要求された場合、及び法令に基づく場合、個人の生命、身体または財産の保護のために必要と判断される場合を除きます。

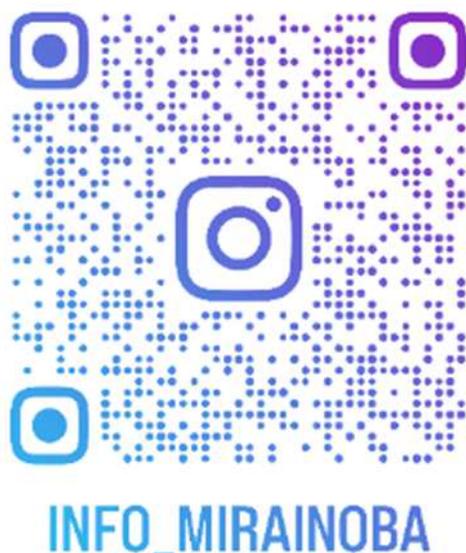
■その他注意事項：

・ご不明点等ございましたら、下記問い合わせまで直接お問い合わせ下さい。

お問い合わせ

登戸・遊園ミライノバ ハレの日 実行委員会 事務局（川崎市登戸区画整理事務所）
（メール） 50nobori@city.kawasaki.jp

「登戸・遊園ミライノバ」の最新情報は SNS をご確認ください。



「登戸・遊園ミライノバ」ハレの日2023 出店規約

「登戸・遊園ミライノバ」ハレの日2023出店規約（以下、本規約）は、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の施行者 川崎市からの依頼に基づき、川崎市の管理用地等にて「ミライノバ ハレの日2023出店エリア」（以下、本エリア）を運営するミライノバ ハレの日実行委員会（以下、主催者）と本エリアに出店する出店者（以下、出店者）との間で、出店に関わる条件を定めたものです。また、本エリアの出店時に行われる業務等の経営は、主催者から独立して行われることを前提とします。

出店者は、本規約の内容を十分に理解、承諾した上で、自らの判断と責任において、本規約を遵守して本エリアに出店するものとします。

1. 出店申込資格と制限

(1) 出店申込資格（飲食物を提供・販売する場合）

- ・「食品衛生法」、「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」及び「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱」に定める必要な資格を有している者。

(2) 出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、申込することができません。

- ・過去1年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ・国税及び地方税を滞納している者。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ・法律行為を行う能力を有しない者。
- ・会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている方又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされているなど、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ・代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

2. 出店条件

(1) 利用可能時間

- ・原則、開催時間前後1時間を含む9:00 から17:00 までを本エリア利用可能時間とし、時間内に準備・清掃・撤収を行うこと。
- ・政府や県から要請が発令された場合には、発令内容を遵守すること。

(2) 出店場所

- ・主催者にて決定し出店者に通知する。

(3) 出店料

- ・出店時間に関わらず、1区画あたり1日税込8,000円とする。
- ・手作り品の販売等の物販および企画ブースの場合は、1区画に複数の出店者でシェアすることを可能とする。ただし、販売委託は不可とし、必ず商品作成者が本エリアに参加することを条件とする。

(4) 出店品目

- ・出品品目は、申込フォームにて事前に申請をしたものに限る。なお、飲食物は、出店概要書の範囲とする。
- ・政府や県から要請が発令された場合には、発令内容を遵守すること。
- ・周辺環境、災害、感染症の流行その他の緊急事態等一切の事情を考慮し、出店品目等につき、主催者が、出店者に対し指示をしたときは、これを遵守すること。
- ・各種許可が必要な食品の販売にあたっては、必要な許可を得て製造されているものに限る。
- ・個包装・食品表示を徹底すること。

(5) 原状回復

- ・出店時間が終了したとき、又は出店許可が取り消されたときは、出店者の負担により、主催者が指定する時間までに、本エリアを原状に回復すること。その際、出店者により持ち込まれた備品、食材等は、各自で責任を持って全て持ち帰ること。
- ・出店者は、その責任で本エリアを清掃しごみ等は全て各自処分すること。
- ・車両を使用する場合は、防護シート等を車両下部に敷くなど汚染防止し、利用終了後、道路が汚れることがないように注意すること。

(6) 禁止事項

出店者は、以下に該当する行為を行ってはいけない。万が一にも、出店者の行為がこれらに該当すると判断した場合は、直ちに出店許可を取り消すことがある。

- ・法令又は公序良俗に反する行為。
- ・周辺住民や他出店者等の迷惑となるような言動・行為。
- ・申込フォーム記載の出店品目以外での利用。
- ・施設、設備等を汚損、破損させる恐れのある行為。
- ・裸火・直火の使用。
- ・大音量、振動、悪臭の発生等、周囲に迷惑又は不快感を及ぼす恐れのある行為や鉄道運行に支障の出る可能性のある行為。
- ・宗教活動又は政治活動に関する利用。
- ・本エリア又は付帯設備の全部又は一部へテープ貼りやくぎ打ちを行う行為。
- ・本エリア又は付帯施設への造作や物品等の設置もしくは放置。
- ・スモーク、臭気等の発生する装飾または演出。
- ・本エリア敷地内での喫煙行為。
- ・ネットワークビジネス、連鎖販売取引(マルチ商法等)、またはそれらと誤解されるおそれがある行為。
- ・本エリアの利用権の全部又は一部を第三者へ譲渡・転貸すること。
- ・その他、管理運営上、不適切と認められる行為。

(7) その他

- ・危険を伴う荒天の場合や主催者の都合等により、出店を中止することがある。
- ・出店中の本エリアの管理、秩序維持、盗難防止、事故防止等は、出店者が責任を持って行うこと。出店上の注意事項を遵守すること。

- ・食中毒等、食品販売行為に関する事故等に対しては、主催者は責任を負いかねるため、各自 PL 保険（生産物賠償責任保険）等に加入すること。
- ・営業中は、食品衛生責任者が常駐すること。
- ・キッチンカー等の搬入出は、通行者の安全に十分注意し、指定の出店位置に車両を搬入出すること。なお、本エリア搬入出時にフェンスやカラーコーン等を動かす場合には、搬入出後に元の位置に戻すこと。
- ・法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施すること。
- ・出店日には自身でゴミ箱を設置し、各自で持ち帰ること。
- ・出店者は主催者に対し、本施設運営に必要な写真・文章等の資料の提供を行うこと。出店者は、本イベントの広報のため、主催者および川崎市が、提供を受けた資料や販売の様子などを収めた写真を使用することがあることに同意する。
- ・発電機等の火気を使用する場合は、必ず消火器（※家庭用、エアゾール式は不可）を用意すること。
- ・その他、利用に関しては、主催者の担当者と相談の上、指示に従うこと。

3. 損害賠償

- ・本エリアを含む建物又はその内外の設備及び備品等を穀損、汚損、紛失等により主催者又は第三者に損害を与えた場合、出店者は速やかに主催者に連絡すること。
- ・上記損害については、出店者がその損害の一切を賠償すること。
- ・その他、本規約に違反した場合、主催者は出店者に対して損害賠償を請求することがある。

4. 免責

本エリア利用に伴う出店者の事業等は、主催者とは経営が異なるものであり、人身事故及び物品等の盗難・破損事故、食中毒等の全ての自己及びトラブルについては、主催者は一切の責任を負わない。

5. 出店の申込み

(1) 申込フォームへの記入および必要書類の提出

申込フォームを記入の上、下記のうち該当する必要書類を提出すること。（②～⑥は飲食出店の場合、⑦～⑧はキッチンカー・車両使用の場合）

- ① 本人確認書類の写し（法人の場合は登記事項証明書）
- ② 出店概要書
- ③ 営業許可証一式の写し
- ④ 営業届の提出を証明できるもの
- ⑤ 食品衛生責任者（又はそれに代わる資格証明書）の写し
- ⑥ PL 保険証書の写し
- ⑦ 車検証の写し
- ⑧ 車両図面

(2) 出店

- ・申込内容により選考を行い、主催者が出店許可を行う。
- ・出店者は、指定する出店エリア・出店日に出店する。

(3) 出店料の支払い

- ・出店料は前払いとし、出店者は出店確定後、①出店者説明会当日に現金にて持参するか、②出店者説明会前日までに、指定の口座に振込む方法のいずれかにより支払うものとする。
- ・本イベントが中止となった場合は、主催者は出店者に対し、事務手数料 1,100 円および振込手数料 660 円を差し引いた金額を返金する。ただし、開催途中での中止となった場合、出店料は返金しない。
- ・出店に関する一切の入金について、振込手数料は出店者が負担する。

6. 関係諸官庁への提出

食品衛生法及び食品表示法等の関係法令の遵守を基本とし、関係諸官庁への届け出及び許可申請等や関係機関への届出等は、出店者が自ら行うこと。万が一、申請・届け出不備のために本エリアの出店が不能となった場合、主催者はその責任を負いかねる。

7. キャンセルについて

出店確定後の出店者都合によるキャンセルは、以下のキャンセル料が日毎に発生する。

- (1) 出店 2 週間前～2 日前のキャンセル： 出店料半額
- (2) 出店前日・当日のキャンセル： 出店料全額

出店者都合によるキャンセルでもイベント自体が開催されなかった場合、キャンセル料は発生しない。

8. 表明保証

- ・出店者は、現在および将来において、自らが暴力団員、暴力団関係者、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、その他それに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証する。
- ・主催者は、出店者が次のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに出店許可を取り消すことができる。
 - (1) 自ら、自らを代理もしくは媒介する者、または自らの役員もしくは従業員が、反社会的勢力であると判明したとき。
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的ないし脅迫的言動、もしくは法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、または、偽計、もしくは威力を用いて他方当事者の信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、出店申込をしたとき。
 - (4) 出店者が自らまたは第三者をして、本エリアを反社会的勢力の活動拠点の用に供したとき。
 - (5) 出店者が本エリアまたは本エリアの周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、主催者、他の出店者、付近の住民または通行人等に不安を覚えさせたとき。
 - (6) 出店者が本エリアを反社会的勢力に占有、または反復継続して利用させたとき。
- ・出店者は、相手方と下請負人との契約等本規約に関連する契約（以下「関連契約」という。）の当事者その他相手方の取引先（ただし、鉄道事業および小売事業等における不特定多数の利用顧客等は含

まない。)、その代理もしくは媒介する者、またはその役員もしくは従業員が反社会的勢力であると判明した場合、相手方に対して関連契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとし、相手方がこれに従わないときは出店許可を取り消すことができる。

- ・前2項により出店許可を取り消された場合、出店者は主催者に対し、主催者が取消により被った損害を賠償しなければならない。また、前2項により出店許可が取り消された場合、主催者は、出店者に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わない。

以 上

2023年8月制定